

愛媛県立中央病院整備運営事業 第2 要求水準 5 利便施設運営業務 に関する質問回答

平成19年10月5日から10月19日までに受付けた、「愛媛県立中央病院整備運営事業 第2 要求水準 5 利便施設運営業務」に関する質問への回答を整理して記述してあります。

No	ページ	番号○	大項目 ローマ字	中項目 ローマ字	小項目 ローマ字	質 問	回 答
001	001	②	A	a		利便施設を2号館跡地に別棟として設置した場合、レストランの厨房機器はオール電化が求められますか。ガス機器の使用は不可でしょうか。	(施設整備業務に関する質問No.110参照)
002	001	②	A	b		「利便施設の整備位置に関わらず利便施設の整備費用は県が負担する」とありますが、施設整備業務費相当額(サービス対価区分A1及びA2)とは別にご精算いただける(新たにサービス対価の追加費目を設けてご負担いただける)という理解でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)別紙12 表1-1欄外に記載のとおり、サービス対価A1に含まれます。
003	001	②	A	d		事業者は自己の費用で必要な設備、内装等の工事を行うこととなっておりますが、当該利便施設を事業者が第三者へ転貸する場合、第三者が設備や内装などのインフィルの費用を負担(すなわち第三者の資産を県保有の利便施設に設置)することは可能でしょうか。	ご質問のような費用負担は可能です。
004	001	②	B			施設維持管理業務に係る費用として県が負担される「利便施設の躯体及び躯体と一体不可分として整備された設備のメンテナンス業務並びに警備業務」を、施設維持管理業務の協力企業ではなく利便施設運営業者が主体的に行うことは可能でしょうか。	ご質問のような対応を取られることは問題ありません。 なお、ご質問にある利便施設運営業者が、施設維持管理業務の協力企業からの受託ではなく、SPCから「利便施設の躯体及び躯体と一体不可分として整備された設備のメンテナンス業務並びに警備業務」を直接受託する場合、利便施設運営業者は施設維持管理業務の協力企業としての位置付けも兼ねることとなります。
005	001	②	B			利便施設の躯体及び躯体と一体不可分として整備された設備の経常修繕と計画修繕の区分は、運営業務における区分と同一(15~20年の更新業務は県負担、それ以外は事業者負担)と考えてよろしいでしょうか。それとも経常修繕は期間に関わらず県側で負担することになるのでしょうか。	運営業務の区分と同一となります。
006	001	②	C			留意事項として記載の「コンビニ/人口透析及び人間ドック患者への食事提供」及びD事業範囲に記載の「必置施設」向けにはサービス対価が支払われるとの認識で宜しいでしょうか？	サービス対価の範囲は利便施設に関する要求水準書②.A及びBに示すとおりです。

No	ページ	番号○	大項目 ローマ字	中項目 ローマ字	小項目 ローマ字	質 問	回 答
007	001	②	C	a		自販機について、平成19年3月30日の利便施設運営業務に関する質問回答の中で、「入札公告時に示す」とありましたが、「臨時的に自販機を増やす・・・」との表現があり、自販機も利便施設運営業務の範疇と捉えてよろしいでしょうか。	自動販売機は本事業の範囲外となります。
008	001	②	C	b		1号館供用開始時に利便施設が整備できない場合に、人工透析及び人間ドック患者への食事を提供した際、喫食場所については、別途県にて確保するという理解でよろしいでしょうか。	事業者において確保すべき機能の範囲には、喫食場所も含まれます。ただし、人工透析患者については、透析室での食事を想定しています。
009	001	②	C	b		2号館跡地に利便施設(レストラン)を建設するまでの間、臨時的に3号館レストランを活用させて頂く場合、現業者との調整(厨房機器簿価買取など)が必要ですか。また、現行どおり職員と一般の利用時間を区別することは可能ですか。	厨房機器は現事業者の所有物であり、当該事業者との協議が必要となります。なお、後段の職員と一般の利用時間を区別する運用は可能です。
010	002	②	D			自動販売機の設置・運営業務は利便施設運営業務に含まれると考えてよろしいでしょうか？	(質問No.007参照)
011	002	②	D			コンビニ内のATMが求められておりますが、別に院内に県が設置するATMもありますので、不要ではないでしょうか？必要であれば、その理由をご教示ください。	コンビニATMは、取扱金融機関が多い、一般的に銀行のATMに比べ営業時間が長い、商品を買うついでに利用できるなど利便性が高いため設置を求めています。また、大規模な病院であることを考慮すればATMが複数個所にあることにより利便性が高まると考えています。
012	002	②	D			両替機の設置が求められておりますが、不要ではないでしょうか？(売店・出納窓口での対応も可能と思われるため)必要である場合はその理由をご教示ください。	休日や深夜などに1万円札しか持っていないくて、自動販売機や公衆電話を利用する場合などに必要と考えられ、現在も需要があります。
013	002	②	D			床頭台に「インターネット付」とありますが、インターネットを付けるか否かは、患者の利便性や費用対効果を事業者で勘案した上での提案事項としていただきたいと考えますが、いかがでしょうか？	インターネット付かどうかは、事業者の提案事項としますが、患者嗜好の変化などを見込んで、採算性のある魅力的な提案を期待します。ただし、患者サービス用LANの各ベッドサイドまでの配線は、施設整備業務として実施していただきます。
014	002	②	D			一般用レストランと職員用レストランにおいて、メニュー料金設定に関して特に考慮する事項がございましたら、ご教示願います。	職員用レストランは、セルフサービスとするなど価格低減の提案をお願いします。

No	ページ	番号○	大項目 ローマ字	中項目 ローマ字	小項目 ローマ字	質 問	回 答
015	002	②	D			公衆電話について、外来と病棟それぞれに設置するという理解でよろしいでしょうか。また、県として想定している設置台数をご教示願います。	現在、公衆電話の取扱いについてNTTと協議中ですので、詳細な方針を後日お伝えします。
016	002	②	D			現病院における公衆電話の設置場所、設置台数、月間利用状況についてご教示願います。	(質問No.015参照)
017	002	②	D			公衆電話の設置場所・台数を検討するにあたり、病院施設内での携帯電話使用禁止区域について、県のお考えをご教示願います。	(質問No.015及び施設整備業務に関する質問No.088参照)
018	002	②	D			自動販売機についての記載がありませんが、第2-1施設整備業務一別添1:諸室リストイ病棟部門一デイルーム、ト医局部門一ラウンジ及び別添2:諸室概要シートツ人間ドック一カフェコーナーに自動販売機コーナーの記載があります。少なくとも各病棟・医局には設置可能であり、その他設置場所についても事業者提案によるという理解でよろしいでしょうか。	(質問No.007参照)
019	002	②	D			現病院における自動販売機の設置場所及び設置台数についてご教示願います。	(質問No.007参照)
020	002	②	D			「院内に設置するATMは県が金融機関との調整を行なう予定・・・」とのことですが、コンビニ内ATMについては、手数料の問題、設置場所(2号館跡地を想定)から推察すると、利用率が非常に低いと思われませんが、「必置施設ということ」を再度確認させてください。	(質問No.011参照)
021	002	②	D			各利便施設の現業者及び従業員の雇用については、考慮する必要がありますか。	考慮していただくのはありがたいことです。
022	002	②	D			床頭台(インターネット付)とありますが、他の事例をヒアリングした中では非常に利用率が低いということです。パソコンを全床頭台に設置すると、投資回収を考慮した場合、TVの視聴時間に反映され、患者負担増になると懸念されます。例えば、別途インターネットルームを造るか、LANを床頭台まで配線し患者が自分のノートパソコンを持ち込む等の提案は可能ですか。	(質問No.013参照)

No	ページ	番号○	大項目 ローマ字	中項目 ローマ字	小項目 ローマ字	質 問	回 答
023	002	②	D			床頭台に「給食メニュー注文」機能を持たせる場合、その費用負担は「 「利便施設業者」「病院給食提供者」 の何れになりますか。	床頭台の端末の調達及び維持管理費用は利便施設運営業務として独立採算で、給食メニュー注文処理システムの導入及びメンテナンスは運営業務のうち食事の提供業務として実施してください。
024	002	②	D			入院患者さんの私物(下着やパジャマ等)の洗濯サービスは利便施設運営業務として実施できますでしょうか？	【 必置ではない施設(提案施設) 】として例示しているクリーニングサービスとして実施可能です。
025	002	②	D			入院患者さんの付添い用簡易ベッド及び寝具類の貸出は利便施設運営業務として実施できますでしょうか？	(諸室リストに関する質問No.013参照)
026	002	②	D			両替機はコンビニで両替に依れば必ずしも設置する必要はないとの理解で宜しいでしょうか？	(質問No.012参照)
027	002	②	D			コインランドリーやコインロッカー、及び床頭台や公衆電話にも行政財産の使用料負担が発生するのでしょうか？	発生します。 なお、公衆電話については、質問No.015を参照してください。
028	002	②	D			自動販売機の設置・運営業務は利便施設運営業務に含まれるとの理解で宜しいでしょうか？	(質問No.007参照)
029	002	②	D			必置施設に「コンビニ内のATM」が含まれておりますが、別途、院内には県が設置するATMもありますので、必置の必要性は低いと判断されます。事業者の任意提案と修正頂けないでしょうか？ 必置が絶対条件であれば、その背景・理由をご教示ください。	(質問No.011参照)
030	002	②	D			必置施設に「両替機」が含まれておりますが、必置条件となりました背景・理由をご教示ください。	(質問No.012参照)
031	002	②	D			必置施設の床頭台に「インターネット付」とありますが、設置済みの他病院では初期投資が高いにもかかわらず利用実績が2-3%以下と低く、一方初期投資が高く投資回収にはTV利用料金も高く設定せざるを得ず、患者様の利便性をかえって損なうケースが多く見られます。また、使用方法が分からない患者様に対しての看護師の業務が増加する実例もある為、インターネットを付けるか否かは、患者の利便性や費用対効果を事業者で勘案した上での提案事項として頂けませんでしょうか。	(質問No.013参照)

No	ページ	番号○	大項目 ローマ字	中項目 ローマ字	小項目 ローマ字	質 問	回 答
032	002	②	D			本欄には、施設名に「自動販売機」が記載されておきませんが、一方、諸室リスト上(例:諸室リスト概要シート85ページ 諸室No. ツ-19 人間ドックコーナー カフェコーナー)には、自動販売機等の設置が記載されています。「自動販売機」は患者・職員等への利便性向上に寄与する施設であること、また一般的にトラブル時にはメーカーに対する前に利便施設運営業者へのクレームが多い施設であること、さらに独立採算事業である「コンビニ」「喫茶店」等への収支にも影響を及ぼす施設であること、などを考慮した場合、利便施設運営業務にて管理する施設の範疇に置くのが妥当ではないでしょうか。ご教示のほど、お願いいたします。	(質問No.007参照)
033	002	②	E			「行政財産使用料算定基準第2建物の使用料」により算出した額、とありますが現段階で想定される単価はどの程度でしょうか	守秘義務誓約書受領後お渡します。
034	002	②	E			賃料の発生は占有部分だけと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
035	002	②	E			利便設備の設置・管理業務について、大規模病院においては床頭台について光熱水費用を計量するためのメーター等を設置することは高コストとなり、独立採算事業である以上そのコストは利用料金に反映することとなります。今後公表される参考資料のご検討の際には、一定の料率に基づいた計算式をご用意いただけないでしょうか。	守秘義務誓約書受領後お渡します。
036	002	②	E			行政財産の使用料に関する参考資料はいつ頃公表される予定でしょうか？	守秘義務誓約書受領後お渡します。
037	002	②	E			行政財産の使用料の算定式はいつ公表されますでしょうか。当該使用料は利便施設運営業務における採算性の根幹を成しますので、早期の公表を御願い致します。	(質問No.036参照)
038	002	②	E			「行政財産使用料」の算定式は、いつ公表されるのでしょうか。「一般用レストラン」「職員用レストラン」「喫茶店」「コンビニ」「理美容店」等の各業者による参画可否判断に影響を及ぼす重要な指標であるため、早急な公表をお願いいたします。	(質問No.036参照)

No	ページ	番号○	大項目 ローマ字	中項目 ローマ字	小項目 ローマ字	質 問	回 答
039	002	③	A	b	iv	研修医、学生、院外研修生、コメディカル、ボランティア、SPC職員、協力企業スタッフが「職員用レストラン」を利用することは可能でしょうか。	可能です。
040	003	③	A	d	i	利用者の出入りについては「全て院内からとする」とありますが、特に2号館跡地等に別棟として整備する場合は、院内からの出入りに限定せずに敷地内エリア(別棟周辺部など)からの出入りも可能にした方がよりオープンな利便施設を整備できると考えますが、いかがでしょうか。	利便施設は、患者や家族などの面会者、職員といった病院利用者を対象とした施設であり、その他一般の利用は病院の安全管理面から考えていません。
041	003	③	B	a	i	「職員用レストランの営業時間について、午後10時以降の閉店時間が望ましい」とありますが、夜間に従事する病院職員は、何名位と考えればよろしいでしょうか。	勤務体制上夜間に従事する医療スタッフは、約100人程度です。これに加えて、日勤帯からの時間外勤務者も相当数います。 なお、2次救急輪番日は、これ以上になります。
042	003	③	B	a	v	「透析部門へは配達も行う」とありますが、レストランへのオーダーは、あらかじめ事前に行われる前提でよろしいでしょうか？	事前にオーダーできます。
043	003	③	B	a	v	人間ドッグ受診者に提供する食事費用については、人間ドッグの料金に含まれ、県から事業者を支払われると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
044	003	③	B	a	v	人工透析及び人間ドッグ患者への食事提供について、想定される食数並びに現病院での実績をご教示願います。	現病院での実績は、人工透析は慢性透析30床について、昼間2～3人、夜間(月・水・金のみ)15～16人程度、人間ドッグは最大24食です。新病院の想定数は、人工透析が慢性透析は40床を計画していること、人間ドッグが現状と同等(最大24人)を計画していることを踏まえて推測してください。
045	003	③	B	a	v	レストランにおいては、透析部門へ配達も行うとありますが、配達については食事代とは別に配達料金を徴収することは構わないでしょうか。	配達料金を別出しで徴収することは避けていただき、透析食としての特別の料金設定をしてください。ちなみに現在は給食部門から1食630円で提供しています。なお、新病院では、透析食の代金は、事業者が直接徴収してください。
046	003	③	B	a	v	透析部門への配達について、どの程度の頻度を想定されているでしょうか。また想定されている時間帯があればご教示ください。(昼食や夕食の時間帯のみと考えてよろしいでしょうか)	(質問No.044参照)

No	ページ	番号○	大項目 ローマ字	中項目 ローマ字	小項目 ローマ字	質 問	回 答
047	003	③	B	a	v	レストランの透析部門の配達は個人別に食事時間が異なってくるので弁当形式で宜しいですか？	弁当形式でも構いません。
048	003	③	B	a	v	外来透析の食事については一般的な透析食(治療食)レベルで宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
049	003	③	B	a	v	「レストランにおいては、人間ドック受診者及び人工透析患者の食事提供にも対応すること。(透析部門へは配達も行う)」とありますが、現在の人間ドック受診者向けの食事提供業務の詳細(食数や価格、及び、それらの決定権等)について、今一度、ご教示のほど、お願いいたします。	現在、最大24食、価格は1食当たり640円(ただし、人間ドック料金の一部としてまとめて領収)です。なお、人間ドック料金は、公営企業管理者が定める愛媛県立病院料金規程で既定されています。食事の内容としては、人間ドック受診者は、朝食抜きであることと、1日に必要なカロリー数の半分を超えないようにすることを考慮して、850キロカロリー、蛋白40gの設定としています。また現在、食事指導の一環として、カロリー表示をしており、これについては、本事業においても実施してください。
050	003	③	B	a	v	「…人工透析患者の食事提供にも対応すること。(透析部門へは配達も行う)」とあり、人工透析患者向けには特別食が必要だと認識していますが、現在の人工透析患者向けの食事提供業務の詳細(一日の平均利用者数、透析部門への一日の平均配達数、食数や価格、及び、それらの決定権等)について、ご教示のほど、お願いいたします。	(質問No.042、044、045、047、048参照)
051	004	③	C	d		「適切な研修を行い、病院へ報告を行う」とありますが、病院への報告手続きについて諸条件(期日、頻度、報告書式、等)を想定されていますでしょうか。若しくは、諸条件についても提案事項である、と理解して宜しいでしょうか。	事業者の提案事項となります。
052	004	④				レストラン等運営業務(一般用・職員用)の配下膳は事業者の主担当業務となっていますが、職員用レストランにおいても配膳、下膳サービスは必須でしょうか。	職員用レストランはセルフサービスでも結構です。
053						人間ドック受診者に提供する食事に関し、そのメニューは県若しくは病院(栄養士など)からの指示に基づくものでしょうか。事業者が独自に決定するものでしょうか。	食事提供業務に従事する業務担当者等との連携を図るなど、基本的には事業者に対応をお願いします。なお、質問No.049も参照してください。

No	ページ	番号○	大項目 ローマ字	中項目 ローマ字	小項目 ローマ字	質 問	回 答
054						透析患者に提供する食事に関して、常食以外(減塩、低たんぱくなど)の対応が必要と思われませんが、病院の栄養士からのご指導は頂けますでしょうか。また、外部の専門の弁当屋から配達してもらい、その取次ぎを行うというのは許されますでしょうか。	食事提供業務に従事する業務担当者等との連携を図るなど、基本的には事業者に対応をお願いします。後段は、ご理解のとおりです。